改正後	改正前
（利子補給率の上限） **第八条**　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年五毛とする。	（利子補給率の上限） **第八条**　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百七十二号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分一厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分八厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百七十三号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年五毛とする。	農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○国土交通省告示第七百三号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第二百十四号の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（四）　（略） （五）　法人である場合の代表者の氏名　長谷川貴彦 （六）～（九）　（略）	（一）～（四）　（略） （五）　法人である場合の代表者の氏名　鈴川哲夫 （六）～（九）　（略）

附　則

この告示は、令和八年六月十八日から施行する。

○観光庁告示第十一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、株式会社A．J．C（登録研修機関第五十三号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月十八日

観光庁長官　村田　茂樹

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務

二　研修業務を廃止しようとする日　令和八年五月三十一日

三　研修業務を廃止しようとする理由　会社業務内容変更のため

○東北地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十八日

東北地方整備局長　西村　拓

その関係図面は、令和八年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
奥州市水沢真城字土手根一〇四番一から同市水沢真城字上野一八三番一まで	前	二一・五七～七三・五七メートル	○○・五七五キロメートル
	後	二二・八四～七三・五七メートル	○・五七五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所